

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年6月30日 盛岡地方法務局 登記官 西 塔 清

（公印省略）

記

意見又は資料の提出先 盛岡地方法務局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
4000-2022-0001	盛岡市中太田屋敷田60番	墓地	23.00
4000-2022-0002	盛岡市向中野字東道明30番7	墓地	19
4000-2022-0003	盛岡市山岸二丁目1番1	畑	42
4000-2022-0004	盛岡市山岸二丁目1番2	原野	390
4000-2022-0005	盛岡市山岸二丁目324番	畑	330
4000-2022-0006	盛岡市玉山永井字荒屋141番1	墓地	61
4000-2022-0007	盛岡市玉山永井字田端367番2	雑種地	42
4000-2022-0008	盛岡市玉山永井字田端367番3	雑種地	45
4000-2022-0009	盛岡市玉山永井字百目木91番3	墓地	13
4000-2022-0010	盛岡市下田字下田40番2	墓地	23
4000-2022-0011	盛岡市永井24地割18番3	境内地	3433
4000-2022-0012	盛岡市永井25地割26番	墓地	72
4000-2022-0013	盛岡市永井25地割57番	墓地	9.91
4000-2022-0014	盛岡市津志田4地割33番	墓地	71
4000-2022-0015	滝沢市大釜外館116番17	宅地	29.08
4000-2022-0016	滝沢市大釜土井尻120番8	宅地	18
4000-2022-0017	八幡平市扇畑60番	墓地	33
4000-2022-0018	岩手郡雫石町大字南畑第2地割字田茂木野10番2	墓地	105
4000-2022-0019	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原1番1	用悪水路	307
4000-2022-0020	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原38番1	用悪水路	32
4000-2022-0021	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原39番	用悪水路	115
4000-2022-0022	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原53番1	墓地	346
4000-2022-0023	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原53番14	用悪水路	232.00
4000-2022-0024	岩手郡雫石町大字南畑第16地割字野原53番15	用悪水路	534
4000-2022-0025	岩手郡雫石町大字南畑第20地割字赤滝16番1	用悪水路	245
4000-2022-0026	岩手郡雫石町大字南畑第20地割字赤滝35番37	雑種地	249
4000-2022-0027	岩手郡雫石町大字南畑第26地割字外鱒沢118番11	雑種地	239
4000-2022-0028	紫波郡紫波町升沢字小森45番	山林	1582
4000-2022-0029	紫波郡紫波町升沢字田屋79番	宅地	2634.48
4000-2022-0030	紫波郡紫波町升沢字田屋80番1	山林	810
4000-2022-0031	紫波郡紫波町升沢字前平2番2	山林	28377
4000-2022-0032	紫波郡紫波町升沢字前平34番11	山林	5679
4000-2022-0033	紫波郡紫波町土館字弥勒地46番	山林	561
4000-2022-0034	紫波郡紫波町土館字弥勒地49番16	山林	15546
4000-2022-0035	紫波郡紫波町土館字弥勒地49番17	山林	3337
4000-2022-0036	紫波郡矢巾町大字白沢第5地割64番5	宅地	35.71
4000-2022-0037	紫波郡矢巾町大字太田第15地割95番	宅地	40

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年10月13日 盛岡地方法務局 登記官 西 塔 清
(公印省略)

記

- 1 手続番号
4000-2022-0038
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
八幡平市大更第36地割218番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
27平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
盛岡地方法務局登記部門